

平成30年度（2018年度）

吹田市障害者相談支援業務等委託事業者

募集要項

平成30年（2018年）12月

吹田市 福祉部 障がい福祉室

## 目 次

第1	公募の経過	
1	趣旨	P 1
2	委託業務名	P 1
3	委託業務の内容	P 1
4	委託期間等	P 1
5	発注者	P 1
6	公募事業所及び担当地域（実施場所）	P 1
7	お支払いする委託料	P 2
第2	応募について	
1	応募資格	P 3
2	失格事由	P 3
3	提出書類	P 4
4	提出に当たっての留意点	P 5
5	提案募集関係書類等の配布期間	P 6
6	提案募集関係書類等の提出について	P 6
7	応募資格の通知	P 7
8	事業計画書等の提出について	P 7
9	選定方法等	P 7
第3	受託候補者の決定等	
1	受託候補者の決定	P 8
2	選定結果の通知	P 8
3	選定結果の公表	P 8
4	契約の締結	P 8
5	契約の保証	P 9
第4	留意事項	P 9
第5	お問い合わせ	P 9
	（参考）公募スケジュール	P 10

## 第1 公募の概要

### 1 趣旨

本市では、新たな相談支援体制を構築するため、市全域で利用できるよう市域を6ブロックに区分し、各々の地域での身近な相談窓口を整備することとし、今般、各ブロックで障がい者等の相談支援事業を行う事業者を公募するものです。

今回、選定の結果事業者の決定しなかったブロックにおいて再公募するものです。

### 2 委託業務名

吹田市障害者相談支援業務等委託事業

### 3 委託業務の内容

別添「吹田市障害者相談支援業務等委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとします。なお、履行期間中において、制度改正等により、業務内容について変更することがあります。

### 4 委託期間等

平成31年（2019年）4月1日から平成36年（2024年）3月31日までの5年間

※ 平成31年（2019年）2月に契約の締結を予定しています。

※ 契約締結後から平成31年（2019年）3月31日までの期間を、業務準備期間として、障がい福祉室等から業務の引き継ぎや研修等を実施します。業務準備期間に要する費用は、受託者の負担とします。

### 5 発注者

吹田市長 後藤 圭二

### 6 公募事業所及び担当地域（実施場所）

（1）障がい者相談支援センターを運営する法人を1箇所募集します。

No	ブロック	名称	数	設置場所	担当地域	障がい者数 ※
1	豊津 江坂 南吹田	吹田市 豊津・江坂・ 南吹田 障がい者相談 支援センター	1 箇所	右記において、 障がい者等に 配慮した設備、 利便性が確保 された場所	泉町・西の庄町・穂波町 南吹田・金田町・南金田 垂水町・豊津町・芳野町 江坂町1～4 広芝町・江の木町	3,566人

※ 障がい者人口は平成30年（2018年）3月31日現在の手帳保持者及び自立支援医療該当者

## 7 お支払いする委託料

- (1) 委託料は、下記の金額を上限とし、執行額は各年度の予算の範囲とします。

(単位：円)

年度	金額
	No.1
平成31年度 (2019年度)	15,522,000 (家賃有)
平成32年度 (2020年度)	15,764,000 (家賃有)
平成33年度 (2021年度)	15,892,000 (家賃有)
平成34年度 (2022年度)	16,019,000 (家賃有)
平成35年度 (2023年度)	16,147,000 (家賃有)

- (2) 委託料の支払時期及び支払方法

委託料の支払時期は、上半期分5月、下半期は10月、支払方法は、契約者の口座へ振込みとなります。

- (3) 委託料の精算

年度ごとに、実績に基づく精算を行います。

事業費の決算額をもって精算するものとし、契約金額を上回る精算は行わないものとします。

万一、職員に欠員が生じた場合は、別紙1「収支管理について」に記載している手順に基づき減算します。

- (4) 家賃代の支給について

ア 法人が所有している建物を利用して事業受託する場合には、家賃代の支給はありません。

イ 法人が既に賃借している物件において事業受託する場合には、家賃代を支給します。但し、同物件において、他事業を併設する場合には、按分となります。

## 第2 応募について

### 1 応募資格

平成30年（2018年）4月1日現在、法人格を有し、かつ、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 障がい者相談支援センターを直接運営できる法人であること。
- (2) 平成31年（2019年）4月1日時点において、計画相談支援専門員を配置し特定相談支援事業者又は一般相談支援事業者の指定を受けている法人であること。
- (3) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、地域生活支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であること。
- (4) 募集する担当地域において障がい者相談支援センターを運営できること。
- (5) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第36条第3項の規定に該当しないこと。
- (6) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続を行っている法人でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (9) 公募関係書類交付開始日から受託候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (10) 公募関係書類交付開始日から受託候補者決定日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者及び同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者

### 2 失格事由

応募法人に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とします。また、受託候補者の決定後であっても、その決定を取消す場合があります。

- (1) 選定前、選定中及び選定後に、直接的又は間接的な手段を問わず、吹田市障害者相談支援業務等委託事業者選定等委員会（以下、選定委員会という。）の委員に接触した場合

- (2) 事業者選定終了日までの間に、他の応募法人と提出書類の内容又はその意思について相談、確認等を行った場合
- (3) 指定した日時のプレゼンテーション審査に不参加の場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うなど、不正を行った場合
- (5) 「誓約書」(様式第5号)に虚偽があった場合
- (6) 応募法人及びその関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 3 提出書類

次に掲げる書類を、別に定める期間内に作成して提出してください。

#### (1) 応募申請書等

	書 類 名	様式番号	備考
1	応募登録用紙	第1号	
2	吹田市障害者相談支援業務等委託事業者応募申請書	第2号	
3	法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の各納税証明書	—	直近1年度分 応募受付日前3か月以内に発行されたもの
	納税義務がない旨の申立書	第3号	納税義務のない法人の場合
4	実績報告書	第4号	契約書等の写しを添付
5	誓約書	第5号	
6	指定特定・指定一般相談支援事業者等の指定に関する書類	—	指定書の写しを添付
7	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	—	応募受付日前3か月以内に発行されたもの
8	定款、寄附行為等、規約その他これに類する書類	—	最新のもの

(2) 事業計画書等

	書類名	様式番号	備考
1	吹田市障害者相談支援業務等委託事業計画書 (法人の概要等)	第6号の1	
	吹田市障害者相談支援業務等委託事業計画書 (センターの運営方針)	第6号の2	
2	吹田市障害者相談支援業務等委託事業収支計画書	第7号	
3	吹田市障がい者相談支援センター人員配置	第8号	従事予定職員がいる場合は、資格証明書類を添付
4	法人の財務状況に関する書類	—	直近2年度分の決算書、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分計算書等 ※長期借入金があるときは資産・投資明細の分かるもの(附属明細書「借入金の明細」等)
5	吹田市障がい者相談支援センター設置予定内容	第9号の1 第9号の2	賃貸借の場合は契約書の写しを、自己所有の場合は登記簿謄本(応募受付日前3か月以内に発行されたもの)を、購入の場合は売買契約書の写し又は売主の確認書を添付

※ (1) の3、7の各証明書については、発行後3か月以内の原本 [正本1部]。  
副本はコピー可。

※ (1) の8、(2) の4の各正本については、代表者名で原本証明を行うこと。

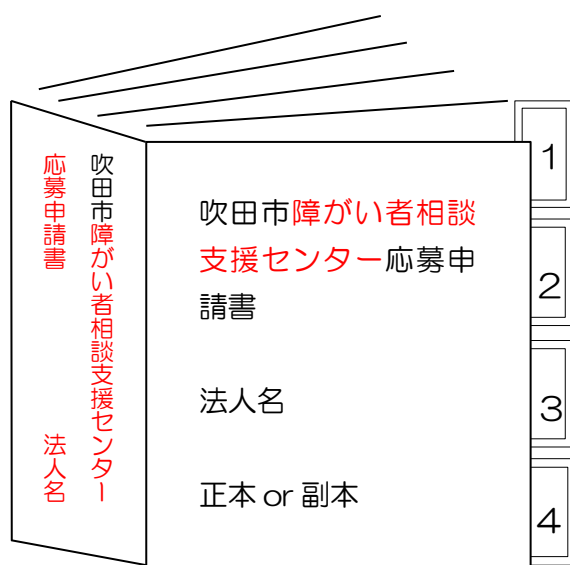
4 提出に当たっての留意点

(1) 提出書類はA4縦型リングファイル(2穴)に左綴じとします。ファイルの表紙及び背表紙に「吹田市障がい者相談支援センター応募申請書」「法人名」「正本又は副本(表紙のみ)」を記載し、各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に吹田市障害者相談支援業務等委託事業者応募申請書(様式第2号)にある提出書類に対応する番号を記したインデックスを付けてください。  
なお、事業計画書等の提出については、製本せずに、書類のみ(インデックス付きの仕切り紙を含む)を1部ごとにクリップで留めて提出してください。

(2) 提出部数は、20部(正本1部、副本19部)をそれぞれ製本し、リングファイル20冊の状態にして提出してください。※ 副本は、正本の写しとすること。

- (3) 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (4) 提出後の書類の追加及び変更は認めません。  
ただし、書類の不備等があった場合には、補正による再提出を求める場合があります。
- (5) 書類提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

【編冊イメージ】



5 提案募集関係書類等の配布期間

- (1) 配布期間  
平成30年（2018年）12月10日（月）から同年12月21日（金）まで  
土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時まで
- (2) 配布方法  
提案募集事務局の窓口での配布又は同事務局のホームページからのダウンロード

6 提案募集関係書類等の提出について

- (1) 提出期間  
平成30年（2018年）12月10日（月）から同年12月21日（金）まで  
土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時まで
- (2) 提出先  
提案募集事務局



(3) 提出方法

窓口受付のみとなります。書類等の確認を行いますので、事前に電話で提出日時の予約を入れた上で、応募者が提案募集事務局へ直接提出してください。代理人が提出する場合は、名刺等、応募者との関係が分かる書類を提示してください。

なお、提出書類が不足している場合は、原則として応募の受付はできません。

7 応募資格の通知

応募をした者の応募資格を審査し、当該審査の完了後に審査結果を応募者全員に対して通知します（平成30年（2018年）12月下旬予定）。

8 事業計画書等の提出について

(1) 提出期間

平成31年（2019年）1月4日（金）から同年1月18日（金）まで  
土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時まで

(2) 提出先

提案募集事務局

(3) 提出方法

窓口受付のみとなります。書類等の確認を行いますので、事前に電話で提出日時の予約を入れた上で、応募者が提案募集事務局へ直接提出してください。代理人が提出する場合は、名刺等、応募者との関係が分かる書類を提示してください。

9 選定方法等

(1) 選定方法

ア 募集ブロックにおいて、公募型プロポーザル方式により選定を行います。  
イ 定められた期間内に不備なく申請書類を提出した応募者に対して、選定等委員会において、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、総合的に判断し選定します。  
ウ 選定等委員会の出席委員の採点平均が6割（87点）以上ない場合、又は、同じ審査項目（①～⑫）に0点を付けた委員が複数名（2名以上）いる場合は、当該応募者を選定対象外とします。

(2) 募集ブロックの応募者が1者の場合の取扱い

募集ブロックの応募者が1者のみの場合も、選定を実施します。

(3) プレゼンテーション審査の実施（平成31年（2019年）1月29日（火））

ア 時間・場所・方法については、後日、応募者に直接お知らせします。  
イ 指定された日時にプレゼンテーションを実施できない場合、応募を無効とします。  
ウ プレゼンテーション審査の出席者は、管理者予定者含め、3名以下とします。

- (4) 審査項目及び配点  
別紙「審査項目及び配点一覧」のとおり

### 第3 受託候補者の決定等

#### 1 受託候補者の決定

選定等委員会が、市長の諮問に応じ、書類審査及びプレゼンテーション審査により総合的に判断して選定を行い、市長に答申します。その後、市長がその答申を受けて決定します。

#### 2 選定結果の通知

- (1) 全ての応募者に文書にて選定結果を通知します(平成31年(2019年)2月上旬予定)。
- (2) 選定事業者(最優秀提案事業者及び優秀提案事業者)以外の応募法人は、通知日の翌日から起算して7日以内に、選定されなかった理由の説明を提案募集事務局に求めることができます。

#### 3 選定結果の公表

- (1) 契約を締結した後、吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」、福祉部障がい福祉室及び市民部市民総務室(行政資料閲覧コーナー)において、閲覧に供する方法により選定結果を公表します。
- (2) 公表の内容は次のとおりです。
- ア 選定事業者名(最優秀提案事業者名及び優秀提案事業者名)並びに契約金額と評価点
  - イ 全応募法人の名称
  - ウ 全応募法人の評価点(選定事業者以外は記号(アルファベット)表示)
  - エ 審査項目・審査基準・配点
  - オ 選定委員の役職名
  - カ 選定等委員会の会議録の概要
- なお、イとウとの対応関係を明らかにしないこととし、イは申込順に、ウは評価点の得点順にそれぞれ記載します。1ブロックに応募が複数あった場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報についてはアを公表し、イは公表しません。

#### 4 契約の締結

- (1) 市と協議調整の上、選定委員会で決定した最優秀提案事業者と本業務の契約締結交渉を行います。
- (2) 最優秀提案事業者が契約締結までに事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、優秀提案事業者と契約締結の交渉を行うものとします。

(3) 平成31年(2019年)2月に契約の締結を予定しています。

#### 5 契約の保証

本契約の締結に当たっては、吹田市財務規則第113条及び第114条第3号の規定に基づき、契約締結日までに、業務委託料の年額相当額の100分の5以上の契約保証金の納付又は履行保証保険証券の提出が必要となります。ただし、同規則第113条第3項の規定に該当するときは、申請により契約保証金を減額します。

### 第4 留意事項

- 1 提出された書類は返却しません。
- 2 同一法人が複数のブロックに応募することができます。
- 3 本件の応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- 4 受託候補者に決定した法人は、市と協議の上、委託契約を締結するものとします。
- 5 受託候補者は、事業の運営を円滑に実施するため、履行期間前に必要に応じて行う引継ぎや研修等を受けるものとします。また、必要に応じて、次期の委託事業者への業務引継ぎを行うものとします。なお、引継ぎ等に係る費用は、受託者の負担とします。
- 6 提出書類内容及びプレゼンテーション内容の変更が認められない場合において発生した応募者の損害等については、市は一切これを補償しません。
- 7 受付後に申請を辞退する場合は、速やかに辞退届の提出が必要です。(様式は任意)
- 8 審査の途中経過、審査結果及び選定結果に対する質問及び異議申立て等はできません。

### 第5 お問い合わせ

吹田市役所 福祉部 障がい福祉室 提案募集事務局

担当： 中井

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 (低層棟1階115番窓口)

TEL： 06-6384-1348 (直通)

FAX： 06-6368-7348

E-mail： [nakai352@city.suita.osaka.jp](mailto:nakai352@city.suita.osaka.jp)

(参考) 公募スケジュール

No.	内 容	時 期	備 考
1	募集期間 (書類配布期間)	平成30年12月10日(月) ↓ 平成30年12月21日(金)	
2	応募申請書等提出締切	平成30年12月21日(金)	
3	応募資格審査結果通知	平成30年12月下旬予定	
4	事業計画書等提出期間	平成31年1月4日(金) ↓ 平成31年1月18日(金)	
5	プレゼンテーション審査の実施	平成31年1月29日(火)	
6	選定結果の通知	平成31年2月上旬	
7	契約締結	平成31年2月(予定)	
8	選定結果の公表	平成31年2月(契約締結後)	